

西淀川区健康いきいき展実行委員会設置要綱

(目的)

第1条 広く西淀川区民に対し、健康増進及び生活習慣病等の予防並びに疾病に

対する正しい知識の啓発、普及を図るため西淀川区健康いきいき展実行委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 西淀川区健康いきいき展に関する企画・立案に関すること
- (2) 西淀川区健康いきいき展の実施・運営に関すること
- (3) その他、健康いきいき展の開催に当たり必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる各団体により推薦された者（以下「委員」という。）をもって構成する。

2 委員会は、西淀川区健康いきいき展の企画・立案に当たり、協力団体の参加を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 実行委員長 1名
 - (2) 実行委員長代理 1名
 - (3) 会計 1名
 - (4) 会計監査 2名
- 2 実行委員長は委員の互選により選出する。
- 3 実行委員長代理、会計、会計監査は、実行委員長が任命する。

(役員の任務)

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 実行委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

- (2) 実行委員長代理は、実行委員長を補佐し、実行委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、委員会の会計事務を処理する。
- (4) 会計監査は、委員会の会計を監査する。

(会議)

第7条 実行委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 実行委員長が必要と認めたときは、委員会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、西淀川区保健福祉センターにおいて処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会の協議によって定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

別表

西淀川区医師会
西淀川区歯科医師会
西淀川区薬剤師会
西淀川区地域振興会
西淀川区食生活改善推進協議会
西淀川区健康づくり推進協議会
西淀川区食品衛生協会
公益財団法人公害地域再生センター
西淀川区地域包括支援センター

西淀川区南西部地域包括支援センター

西淀川区保健福祉センター